

防火管理者資格講習案内

宮崎県東児湯消防組合

多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物（事業所等）においては、消防法により資格を有する者のうちから「防火管理者」を選任するよう義務づけられています。この資格を取得するための講習を次のとおり実施します。

1 防火管理者の選任義務がある防火対象物

- (1) 養護老人ホーム・グループホーム等で自力避難困難者が入所している福祉施設等において収容人員が10名以上のもの
- (2) 集会場・遊技場・料理店・物品販売店・旅館・病院・福祉施設（(1)に該当しないもの）・幼稚園等において収容人員が30名以上のもの
- (3) 共同住宅・学校・会社・工場・事務所等において収容人員が50名以上のもの

2 講習の種類

甲種防火管理新規講習（消防法施行令第3条第1項第1号イ）

3 講習会場

高鍋町大字上江4526番地
宮崎県東児湯消防組合

4 受講資格

受講するための資格は特に必要としませんが、資格を取得し「防火管理者」となる場合は、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあることが必要です。

5 講習時間

★ 第1日目 11月14日（木）

（受付時間）午前8時30分～午前8時50分 **※時間厳守**

午前9時00分～午後4時00分 防火管理の意義と制度、訓練ほか

★ 第2日目 11月15日（金）

午前9時00分～午前12時00分 防火管理の進め方と消防計画、効果測定ほか

6 受講申込書提出先及び提出方法

(1) 郵送、持参の場合

〒884-0006 児湯郡高鍋町大字上江4526番地
宮崎県東児湯消防組合 消防本部予防課

※ 受講申込書は、宮崎県東児湯消防組合消防本部予防課、消防署及び各分遣所にあります。

(2) mail の場合

mhs119@bc.wakwak.com

件名に「甲種防火管理新規講習申込」と記載すること。

7 受講申込書の受付期間

令和6年10月10日（木）から令和6年10月27日（日）まで
（郵送の場合は10月27日（日）必着）

※ 定員は30名の予定です。

なお、児湯郡の事業所で防火管理者未選任施設を優先します。

8 受講料等

受講料は無料ですが、テキスト代1,870円（税込み）が必要です。おつりのいらないようにお願いします。テキストは当日会場で販売します。

9 修了証の交付

所定の課程を受講された方には、修了証を交付します。

10 感染症予防について

- (1) 講習会を受講の際は会場に設置しているアルコール消毒液や非接触型体温計等の利用をお願いします。
- (2) 研修受講にあたっては、訓練等の会話を伴う場面で着用をお願いすることがありますので、マスクを持参してください。また、感染状況に応じて常時着用をお願いする場合があります。
- (3) 受講日に発熱や倦怠感がある場合は受講を中止し、消防署まで連絡してください。また、受付時の検温において37.5度以上ある場合は、受講をご遠慮していただきます。
- (4) 講習会場については、定期的に窓を開けるなど室内の換気に十分留意します。

11 その他

※ 昼食時間は12時から13時を予定しております。講習会場近くにコンビニ、飲食店等ありませんので、昼食は各自で準備をお願いします。

※ 服装については、訓練がありますので初日は軽装をお願いします。

12 問合せ先

宮崎県東児湯消防組合消防本部 予防課まで

電話 0983(22)1368

ホームページ <http://www.hfd119miyazaki.jp>

13 講習会場は次ページの「会場案内図」をご覧ください。

「会場案内図」

